

紺綬褒章 公益団体認定制度のご案内

内閣府賞勲局



■ 紺綬褒章とは

勲章等に並ぶ国の栄典の一種で公益のために私財を寄付した方に対して、天皇陛下から授与されるものです。

【授与の基準】

個人500万円、団体1000万円以上。個人の場合は褒章、団体の場合は褒状が授与されます。

【発令】

原則、毎月発令。

■ 公益のために私財を寄付した方とは

国、地方公共団体又は国が「公益団体」として認定した団体に私財を寄付した方を言います。

■ 「公益団体」とは

団体の設立目的、活動範囲、収入源、運営状態等を考慮して、内閣府賞勲局が認定します。

☆最新の「公益団体」一覧は下記ホームページをご覧ください。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 日本の勲章・褒章 > 勲章・褒章制度の概要
紺綬褒章「公益団体」として認定する団体一覧

<https://www8.cao.go.jp/shokun/kouekidantai.pdf>

■ 「公益団体」認定の手続き

- ・ 所管省庁等から推薦された団体について、賞勲局が審査を行い、認定します。
まずは、目的事業として行う業務に関係の深い府省庁にご相談ください。
※過去の認定例
就学援助事業を行う法人 ⇒ 文部科学省より推薦され、認定
医療向上事業を行う法人 ⇒ 厚生労働省より推薦され、認定
※都道府県が認定した公益法人は、都道府県を經由して手続きを行ってください。
- ・ 必要書類は、定款、登記事項証明書、役員名簿等となりますので、推薦府省庁にご確認ください。

■ 留意点

- !! 公益団体であることを寄附金の募集手段として広報宣伝することはご遠慮ください。
- !! 以下のような団体は公益団体として認定することはできません。
 - ・ 宗教宣伝を目的とする団体
 - ・ 特定の企業等の活動に寄与する団体
 - ・ 過去に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、公益認定法という。）第29条の規定に基づき公益認定を取り消された団体
 - ・ 独立行政法人通則法又は個別法に違反したことがある団体
 - ・ その他公益団体としてふさわしくないと判断される事情がある団体
- !! 認定後の公益団体が次のいずれかに該当した場合、認定を取り消すことがあります。
 - ・ 公益認定法第29条の規定に基づき公益認定が取り消されたとき
 - ・ 法人又役員等が法令に違反するなどして社会的非難を受けたとき
 - ・ 法人が合併又は解散したとき
 - ・ 法人の業務運営に重大な問題があるとき
 - ・ その他公益団体としてふさわしくないと判断される事情があるとき

本件担当

内閣府賞勲局総務課 企画調査第二係
(代表電話) 03-5253-2111